

委員会提出議案第 1 号

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 109条第 6 項及び西脇市議会会議規則第13条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 2 月 25 日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 寺 北 建 樹

(理 由)

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンラインにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするほか、西脇市部設置条例の改正による市長公室の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会委員会条例の一部を改正する条例

西脇市議会委員会条例（平成17年西脇市条例第 187号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="161 555 1099 852"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>8人</td> <td>市長公室、都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教民生常任委員会</td> <td>8人</td> <td>福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算常任委員会</td> <td>15人</td> <td>予算及びこれに関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開会方法の特例) 第14条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。 <u>(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> <u>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した会議の開会の求めがある場合</u> 2 前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 3 前項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。 (委員長及び委員の除斥) 第17条 (略) 2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による委員長の許可を得て会議に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインで行うことができる。</p>	名称	定数	所管事項	総務産業常任委員会	8人	市長公室、都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項	予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 555 2119 852"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>定数</th> <th>所管事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務産業常任委員会</td> <td>8人</td> <td>都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項</td> </tr> <tr> <td>文教民生常任委員会</td> <td>8人</td> <td>福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項</td> </tr> <tr> <td>予算常任委員会</td> <td>15人</td> <td>予算及びこれに関する事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設) (委員長及び委員の除斥) 第17条 (略) (新設)</p>	名称	定数	所管事項	総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項	文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項	予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項
名称	定数	所管事項																							
総務産業常任委員会	8人	市長公室、都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項																							
文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項																							
予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項																							
名称	定数	所管事項																							
総務産業常任委員会	8人	都市経営部、総務部、産業活力再生部、建設水道部、農業委員会、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項並びに文教民生常任委員会に属さない事項																							
文教民生常任委員会	8人	福祉部、福祉事務所、くらし安心部、西脇病院及び教育委員会の所管に属する事項																							
予算常任委員会	15人	予算及びこれに関する事項																							

<p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席(オンラインによる出席を含む。)を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会が必要があると認めるときは、公述人をオンラインにより公聴会に出席させることができる。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンラインによる接続を解除することができる。</p> <p>第4章 参考人</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席(オンラインによる出席を含む。)を求めるには、議長を経てなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>(秩序保持に関する措置)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p>第4章 参考人</p> <p>第29条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経てなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。